

新潟市文化施設等利用促進支援事業補助金

募集要項

■受付期間

令和2年7月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで
※予算の上限に達した時点で終了となります。

■受付方法

郵送または持参となります。

（宛先）〒951-8062

新潟市中央区西堀前通六番町894番地1 西堀六番館ビル5F
公益財団法人新潟市芸術文化振興財団 アーツカウンシル新潟 宛
※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

■問合せ先

アーツカウンシル新潟

電話：025-378-4690

FAX：025-378-4663

E-mail：artscouncil@niigata.email.ne.jp

（受付時間）平日午前9時から午後5時15分まで

■申請に必要な書類の入手方法

新潟市ホームページからもダウンロードできます。

新型コロナ対策 新潟市文化

検索

https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka_covid19/index.html



1 趣旨

新型コロナウイルスの影響による民間施設を含む市内文化施設等の利用に関する市民の不安を払拭し、利用の促進を図るとともに、民間事業者の営業継続を支援するため、文化施設等を利用した個人または団体に補助金を交付します。

2 補助内容

本事業への応募にあたっては、本募集要項をお読みいただき、同意の上ご応募ください。

(1) 対象施設

市内にある公立施設と民間施設です。民間施設の場合は、下記①～⑦の条件を満たし、市に登録された施設が対象です。施設が市の登録を受けているかどうかは施設に直接確認するか、アーツカウンシル新潟へお問い合わせください。

- ① 新潟市が定める「新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を遵守し、施設利用者に対しても同ガイドラインを尊重した利用を求める施設であること。
- ② 設置者が宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体等でないこと。
- ③ 設置者が政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体等でないこと。
- ④ 設置者が特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体等でないこと。
- ⑤ 設置者が暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑥ 設置者が暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- ⑦ 設置者が暴力団にあたらぬ反社会的な活動をする団体又はその構成員でないこと。

(2) 対象者

補助金交付の対象者は、令和2年7月1日～令和3年3月31日までの間に、対象施設を利用し、広く市民に文化芸術等の鑑賞機会を提供する事業を実施した、下記の①から⑥の全てに該当する個人または団体とします。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体等でないこと。
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体等でないこと。
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体等でないこと。
- ④ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑤ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- ⑥ 暴力団にあたらぬ反社会的な活動をする団体等でないこと。

(3) 補助の対象となる事業

この補助金の対象となる事業は、次に掲げる事項を全て満たすものとします。

- ① 令和2年7月1日～令和3年3月31日に、対象施設を利用し、広く市民に文化芸術等の鑑賞機会を提供したもの。
- ② 新潟市が定める「新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に沿って運営したもの。
- ③ 不特定多数の集客を行ったもの。

(4) 補助の対象とならない事業

次に掲げる場合は、補助金の対象としません。

- ① 学芸会及び発表会などで特定の者のために実施されるもの。
- ② 申請者以外の作品を無断で使用するなど、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権その他の権利を侵害するもの。
- ③ 寄附や勧誘を主な目的とするもの。
- ④ 政治、宗教などに関するもの。
- ⑤ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの。
- ⑥ 「新潟市企画提案型文化芸術イベント支援事業」等、国、県、又は地方公共団体等から事業に対する補助を受けているもの。

(5) 補助対象経費

補助事業を実施するために直接要する対象施設の使用料及び付帯設備使用料（本番及び本番と連続したリハーサルのために利用したものに限ります）。ただし、付帯設備については、事業の目的から逸脱する過大な使用は除きます。

(6) 補助額

- ① 令和2年7月1日から令和2年9月30日までに実施する補助事業については補助対象経費の10分の10とし、上限を50万円とします。
 - ② 令和2年10月1日から令和3年3月31日までに実施する補助事業については補助対象経費の2分の1とし、上限を50万円とします。
- なお、状況の変化に応じて補助額を変更する場合があります。

3 申請方法

(1) 申請期間

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで
ただし、予算の上限に達した時点で終了となります。

(2) 申請書類

○民間施設の方 → **【民間施設登録】**

- ① 新潟市文化施設等利用促進支援事業補助金民間施設登録申請書（別記様式第1号）
- ② 施設概要がわかるもの
- ③ 施設として実施する感染症拡大防止策がわかるもの
- ④ 施設利用料金表

○補助を受けたい事業を実施した個人または団体の方 → **【交付申請】**

- ① 新潟市文化施設利用促進支援事業補助金申請書兼実績報告書（別記様式第3号）
- ② 誓約書（別記様式第4号）
- ③ 補助事業に係る収支決算書（任意様式）
- ④ 施設使用許可書の写し
- ⑤ 施設使用料領収書の写し
- ⑥ 付属設備使用料領収書の写し
- ⑦ 付属設備使用料明細書の写し
- ⑧ 当日の実施状況がわかる日付入りの写真または施設による確認書（別記様式第5号）

- ⑨ 当日のチラシ・プログラム等
- ⑩ 口座情報を確認できる通帳等の写し

なお、書類については新潟市ホームページにも掲載しています。ダウンロード可。

https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/bunka_covid19/index.html



(3) 申請及び問い合わせ先

① 申請先

下記宛先まで、郵送または直接ご提出ください。

〒951-8062

新潟市中央区西堀前通六番町894番地1 西堀六番館ビル5F

公益財団法人新潟市芸術文化振興財団 アーツカウンシル新潟

② 問い合わせ先

アーツカウンシル新潟

TEL : 025-378-4690

FAX : 025-378-4663

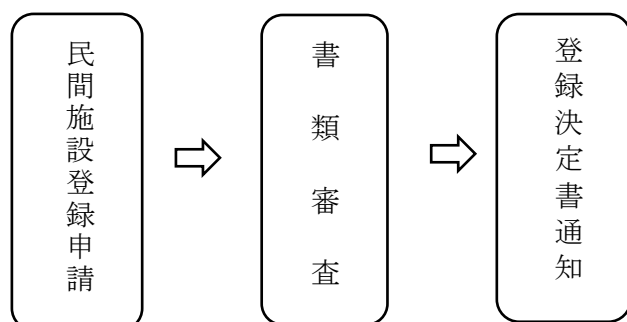
E-mail : artscouncil@niigata.email.ne.jp

4 補助金の交付

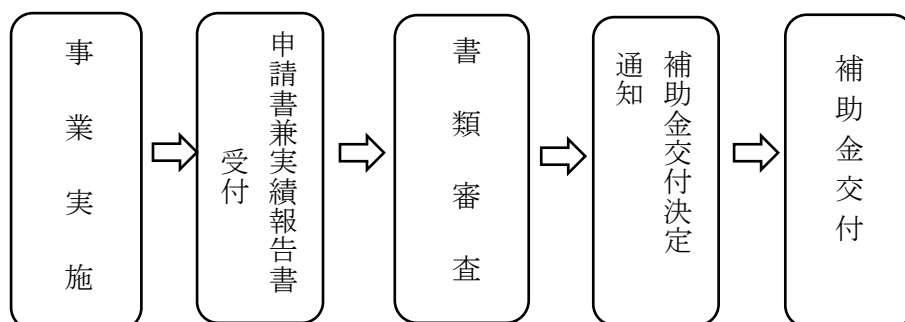
- (1) 本補助金は、提出書類の受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に交付します。
- (2) 申請書類の審査の結果、本補助金の交付（不交付）の決定をしたときは、交付（不交付）に関する通知を送付します。
- (3) 本補助金は、交付を決定後、概ね1週間程度で指定口座へ振り込みます。
- (4) 申請書類の提出後、3週間を経過しても交付（不交付）に関する通知が来ない場合は、申請窓口までお問い合わせください。

5 手続きの流れ

○民間施設の方



○補助を受けたい事業を実施した個人または団体の方



6 その他

- (1) 本補助金の交付に関して、必要に応じ、対象事業の取組状況等に関する検査を行うこと、又は報告を求めることがあります。
- (2) 本補助金の交付の決定後、申請内容に関して、虚偽や不正等が発覚した場合は、交付の決定を取り消します。この場合、申請者は、補助金を返金することになります。